

3 指定管理者制度へ移行による変更点（仕様書の概要）

資料4-2

		直営（2023年度まで）	指定管理（2024年度から）	補足説明
基本事項	①開所時間の延長 ※国の補助金活用	なし	18：30～19：30（土曜を除く）	事前申請により、平日は1時間の利用延長が可能
	②延長使用料	なし	200円/1日（軽減・減免あり）	多子世帯（2人目以降）、低所得世帯・ひとり親家庭は月額使用料と同様に減額
	③支援員の勤務形態	パートタイム職員 週の勤務時間（28h、20.5h、15h以内）	指定管理者の勤務条件 ※現給（時給換算）保障を想定	1時間の利用延長に対応した効率的な勤務シフトの提案
	④キャリアアップ処遇改善 ※国の補助金活用	なし	あり（指定管理者の雇用条件）	支援員の資格や経験年数に応じた段階的な処遇改善の仕組みを導入
	⑤入所決定・料金徴収	こども政策課	指定管理者（利用料金制）	市の基準に準じた入所判定や、条例の範囲内で利用料金を設定・徴収
	⑥おやつ購入	保護者会	指定管理者	同一料金で、補食として適切な内容や量を考慮
	⑦施設管理	こども政策課で修繕等の発注	簡易修繕（1件10万円未満）を発注 ※計画的な改修等は市が発注	修繕等件数の約9割が簡易修繕
運営体制	①事務的なサポート	こども政策課 ※他の業務：待機児童の解消、民間放課後児童クラブへの運営費補助など	指定管理者（エリアマネージャー） ※エリア内の児童クラブを専門に、事務的なサポート体制を構築	各児童クラブのサポートに特化した体制づくり
	②育成支援のサポート	巡回指導員	巡回指導員 ※指定管理者による継続雇用を想定	エリア内の児童クラブを巡回し、支援員への助言や指導等を行う
	③専門的なサポート体制	療育巡回相談	療育巡回相談 + 専門的な相談・アドバイスを受けられる体制	新たに継続的に受けられるサポート体制を導入
	④児童クラブの責任者	なし（こども政策課）	あり（常勤職員・各校1人） ※①～③のサポートにより運営	責任者はエリアマネージャーの指揮下で運営
	⑤児童クラブの主任	あり（こども政策課との連絡調整）	あり（責任者の補佐）	1校に複数の児童クラブがあり、責任者が配置されていない児童クラブに1人
	⑥体験活動	支援員の企画	支援員の企画 + 指定管理者の提案	指定管理者の企画が加わり、活動内容が充実（全クラブに提供）
	⑦研修	こども政策課の企画	指定管理者の提案	支援員の専門性の向上につながる研修